

# 令和3年度介護予防・日常生活支援総合 事業者実地指導結果報告書

吹田市福祉部福祉指導監査室

# 第1 実地指導の実施状況

## 目的

吹田市では、介護保険法第23条及び吹田市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等指導要領等、その他関係法令の規定に基づき、事業者への支援を基本とし介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に、実地指導を実施しました。

## 実施回数

吹田市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等指導要領等により、実地指導を1事業所あたり6年に1回を目途に実施しています。

指導監査の結果は、次のとおりです。

※令和3年度の実地指導については、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、実施期間を限定し、対象サービスを絞って行いました。

※国への報告方法と合わせ、対象事業所数の基準時点を、4月1日現在に、事業所数の集計方法を、サービスごととしています。

# 令和3年度実地指導結果一覧表(Ⅰ)

サービス名	対象数 (A)	実施数 (B)	実施比率 (B/A)
訪問型サポートサービス	109	4	4%
通所型サポートサービス	89	—	—
介護予防ケアマネジメント	16	—	—
合 計	214	4	2%

# 令和3年度実地指導結果一覧表(Ⅱ)

サービス名称	指摘 事業所数	口頭指摘・文書指摘【あり】の 事業所数		
	合計	口頭指摘 のみ	文書指摘 のみ	口頭指摘 及び 文書指摘
訪問型サポートサービス	4/4	-	-	4
通所型サポートサービス	-	-	-	-
介護予防ケアマネジメント	-	-	-	-
合 計	4/4	-	-	4

## 第2 文書指摘事項

### 1 文書指摘事項の順位

順位	運営基準等の項目	指摘事項	主な指摘原因
第1位	運営基準	運営規程及び重要事項説明書等	運営規程や重要事項説明書の記載内容の不備等
第2位	運営基準	個別計画の作成等	個別サービス計画の記載内容の不備や不足等
第3位	運営基準	秘密の保持	利用者や家族の個人情報の使用同意不備等
第4位	運営基準	従業者に関する記録	労働条件通知書の不備等
第4位	運営基準	苦情記録	苦情に関する記録の不備

## 2 主な指摘事項

### (1) 運営基準

#### 【運営規程及び重要事項説明書等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	運営規程の必要事項(人員・設備及び運営に関する基準等)の誤記載があった。	
2	運営規程と、重要事項説明書に記載されている内容が、一致していなかった。	
3	重要事項説明書の必要事項(提供するサービスの第三者評価等)の未記載があった。	

#### 【介護予防サービス計画、又は個別サービス計画の作成等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	訪問介護計画が介護予防サービス計画に適合した内容になっていなかった。	
2	個別サービス計画の作成・変更等にあたり、解決すべき課題や利用者の心身状況の把握(アセスメント)の結果、カンファレンス(サービス担当者会議)等に基づき作成されていなかった。	

### 【秘密の保持等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	利用者やその家族の個人情報の使用について、文書による同意が得られていなかった。	
2	従業者や従業者であった者が、退職後も含め、秘密を漏らすことがないように、必要な措置が講じられていなかった。	

### 【従業者に関する記録に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	雇用契約書又は労働条件通知書等により、事業所の管理者の指揮命令下にあることが明確になっていなかった。	

### 【苦情記録に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	苦情記録の内容が不十分だった。	

### 第3 監査の実施状況

監査は次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われる事業者に対して実施します。

- (1) 不正の手段により事業者指定を受けた
- (2) 指定基準に重大な違反
- (3) 介護報酬の請求に不正又は著しい不当
- (4) サービスの内容に不正又は著しい不当
- (5) 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず  
又は虚偽の報告をした
- (6) 利用者に対する虐待
- (7) 出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは  
虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した

令和3年度については、監査対象の事業所はありませんでした。